

【研究ノート】

少年の重大事件に対する「保護処分相当性」の判断基準について
— 「マークイズ福岡殺人事件」刑事公判判決内容に対する考察を中心として—

服 部 達 也

社会安全・警察学研究所 所員

京都産業大学法学部 教授

要 約

2020年8月に福岡市内の大型商業施設において少年院を出院後、更生保護施設に帰住したばかりの年少少年（犯行当時15歳）が通り魔的に若い女性客を刺殺するという社会を震撼させ、耳目を引いた事件について、2022年7月25日に福岡地方裁判所（本件事件は裁判員裁判対象事件として審理されている。）において判決が出された。

同裁判所は、本件刑事公判における情状鑑定での「当該少年は、驚くほどの虐待を受けて生育してきた結果、共感性、罪悪感が欠如し、人格の統合が阻害されている。」「当該少年には組織的、計画的なトラウマへの心理療法、精神療法、すなわち『治療的養育』が必要」、「少年院で適切なケアがあったとは思えないから、もう一度少年院でやるべき矯正教育を行うべきであり、やるべき事はたくさんあるし、当該少年がケアを受け入れる余地はある。」との鑑定結果自体を首肯しているにもかかわらず、「社会も大きく動揺させた被告人が保護処分を受けることは社会的に許容し難い。（よって）被告人は保護処分相当性がないと認められる。被告人の考慮すべき事情を考慮するにも限界がある。家庭裁判所に移送することはできない。」との理由によって当該年齢の少年に対する刑事処分としては最高刑の懲役10年以上15年以下の不定期刑を選択している。

すなわち、裁判所は、当該少年の事件（非行）の発生要因としての生き辛さを科学的かつ丹念に立証した情状鑑定の内容を十分に合理的で納得できるものとしながらも、その治療処遇のための「保護処分」を選択するには（「保護処分相当性」を認定するには）、「保護処分の必要性、可能性」が十分に存在するとしても、それに加えて「保護処分を選択することへの『社会の許容性』」が存在することが必要要件となるとの考え方を示しているのである。

そこで、本稿においては、本件情状鑑定内容を概観しながら、この「社会の許容性」とは何を意味するのかを考察していき、本件事案のような複合的な「生き辛さ」を抱えた少年たちへの立ち直り、社会復帰支援に対する一般般社会の正しい理解、共感支持がどうすれば醸成できるであろうかという点の考察を試みることにしたい。

1 はじめに

現在の我が国の刑事政策の方向性として、2016年12月に成立、施行された「再犯防止推進法」やその後に策定された「再犯防止推進計画」の中で掲げられている基本理念の「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯防止のための取組の必要性を強く広報・啓発するなど、より広く国民の関心と理解を醸成する取組を促進することが求められている。

すなわち、過ちを犯した人間を社会から分断排除するのではなく、「誰一人取り残さない社会の実現－NO ONE LEFT BEHIND－（「再犯防止推進計画」の基本方針）」のためにどうすればよいかを一般市民も当事者として考えていかなければならなくなったということであり、立ち直り、社会復帰のために支援していくことこそが向かうべき方向性であるこ

とを明示しているといえる。

しかしながら、実際には生きづらさを抱えた少年や若年者に対して「自己責任論」に基づく不寛容や無理解、無関心を示す風潮が強く、ひとたびこのような生き辛さに起因する重大な犯罪や非行が発生した際には、いわゆる「ネットバッシング」、「ネットリンチ」状態に陥るのが社会の現状と認められるところである。

本稿で取り上げる「マークイズ福岡殺人事件」判決の内容及びその背景となる犯罪者、とりわけ犯罪、非行少年に対する「社会の許容性」、「処罰感情」の実情から浮かび上がってくる「不寛容」の空気感に接すると、その懸念が増大するところである。

ついでには、本事件判決を一つの契機と考え、本稿では本判決内容の相当性の有無を検証していくことで非行少年の社会復帰・立ち直り支援の更なる拡充の上で不可欠となるべき「社会の許容性」、「寛容性」を如何にして醸成していけばよいかという観点から筆者なりに考察していきたい。

なお、本稿は、令和4年11月6日に北陸学院大学において開催された令和4年度の「日本社会病理学会第38回大会」の自由報告部会で筆者が「重大事件を惹起した年少少年への「保護処分必要性」と「保護処分『許容性』」の関係についての一考察―「マークイズ福岡殺人事件」刑事公判における情状鑑定結果の取扱いを中心として―」との表題で発表した内容を中心にした上で更に敷衍したものであることを申し添えておく。

2 少年非行・少年犯罪の発生状況と処分状況について

(1) まず、昨今の少年非行・少年犯罪の発生状況から概観してみたい。

「令和2年版犯罪白書」(以下「犯罪白書」という。)によれば、少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員は、昭和26年の16万6,433人をピークとする第一の波、同39年の23万8,830人をピークとする第二の波、同58年の31万7,438人をピークとする第三の波を経て、平成8年から同10年及び同13年から同15年にそれぞれ一時的な増加があったものの、全体としては減少傾向に向かい、同24年以降は戦後最小を記録し続け、令和元年には戦後最小を更新する3万7,193人となっている。

特に、いわゆる「凶悪事件」の典型である殺人事件の少年による発生状況を俯瞰すると、昭和37年には396件発生しているが、平成元年には119件、平成15年には98件、平成30年には38件と、顕著に激減してきていることが認められる(なお、令和元年においては52件と微増に転じていることが認められるが、この要因として、コロナ禍が何らかの影響を及ぼしているのではないかと推認される所、ここでは踏み込んで言及することは控える。)

(2) 非行少年に対する処分の状況については、令和元年における犯罪少年の検察庁の新規受理人員は5万74人、家庭裁判所の新規受理人員は4万3,066人、終局処理状況のうち、保護処分(少年院送致、児童自立支援施設送致、保護観察)を受けた人員が1万3,985人、検察官送致となった人員が3,314人となっているが、検察庁での処理状況は、起訴人員が1,653人、うち公判請求が146名、殺人事件については起訴(公判請求)1名、強盗については起訴(公判請求)1名、強制性交等については起訴(公判請求)1名となっている。

また、犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件における原則検察官送致(原則逆送事件)に係る終局処理人員については、原則逆送事件制度が開始された平成13年以降、同14年の83人をピークとして、同17年以降は減少傾向にあり、令和元年には10人となっている。

(3) 国民の体感治安との乖離について

ところで、上記のとおり少年による犯罪、非行の発生件数は激減の一途を辿っているにもかかわらず、国民全体の体感治安は逆の状況にあることが認められる。

一例を挙げると、平成 27 年 9 月に内閣府政府広報室が全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人を調査対象とした少年非行に関する国民の意識調査の結果では（有効回収数 1,773 人（回収率 59.1%））、

1 少年非行に関する意識

(1) 少年非行は増加しているか

問 1 あなたの実感として、おおむね 5 年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思いますか、減っていると思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

平成 22 年 11 月 → 平成 27 年 7 月

- ・ 増えている（小計） 75.6% → 78.6%（増）
- ・ かなり増えている 37.8% → 42.3%（増）
- ・ ある程度増えている 37.8% → 36.3%
- ・ 変わらない 18.7% → 16.8%
- ・ 減っている（小計） 3.0% → 2.5%
- ・ ある程度減っている 2.7% → 2.3%
- ・ かなり減っている 0.4% → 0.3%

となっており、現状と国民一般の認識との間に大きな乖離が生じている。

この原因としては種々考えられるが、重大事件の発生総数が激減する一方で、過去数十年のタイムスパンで見たときに、

- ア H9 年 神戸市須磨区連続児童殺傷事件
- イ H12 年 西鉄バスジャック事件
- ウ H16 年 佐世保市小 6 女子同級生殺害
- エ H25 年 広島県呉市女子集団リンチ殺害
- オ H26 年 佐世保市女子高生同級生殺害
- カ H26 年 埼玉県川口市祖父母強盗殺害
- キ H27 年 神奈川県川崎市 1 男子殺害

というような、以前には見られなかった少年による特異かつ結果が重大な事件が散発的に発生した際にセンセーショナルに報道等で取り上げられることによって、少数の特異な事件の存在が社会全体に動揺を与え、人心を傷つけた結果、「少年事件は増加し、かつ凶悪化の一途を辿っている。」との誤認が生じているのではと推認されるところである。

3 「マークイズ福岡殺人事件」刑事事件公判判決について

上記の少年非行・少年犯罪の発生状況と処分状況について概観したところを踏まえ、次に「マークイズ福岡殺人事件」刑事事件公判判決の内容を検証していきたい。

(1) 事案の内容と一連の法的手続きの経緯

まず、本件の事案概要について、本刑事公判及び本判決の中で明示され、公知の事実となっている内容に基づき、触れておきたい。¹

ア 本少年（犯行時 15 歳）は、令和元年 6 月に第 3 種少年院（旧名称でいうところの医療少年院）送致の保護処分決定を家庭裁判所で受け、同少年院に入院した後、九州地方所在の第 1 種少年院（旧名称でいうところの初等少年院）に移送され、同 2 年 8 月 26 日に同少年院を仮退院したが、当初の引受予定人であった実母が仮退院日の迫った時期に急きょ引受けを拒んだことから、福岡県下の少年専用更生保護施設に帰住した。

イ 同施設に帰住後の翌日に同施設から所在不明となり、同 28 日に福岡市内の大型商業施設である「マークイズ福岡ももち」店内で、面識のない当時 21 歳の被害女性を見かけ、性的興味を抱いて、同 1 階女子トイレ内で被害女性と対面したところ、被害女性の言動に一方的に逆上し、あらかじめ同施設内店舗から窃取していた包丁により、被害女性を多数回突き刺し、もって死に至らしめた。

ウ 殺人、銃刀法違反等の疑いで逮捕された本少年は、福岡地方検察庁から福岡家庭裁判所に送致された後、「家庭環境調査の便宜」のため、同 12 月 24 日に鹿児島家庭裁判所に事件移送となった。

同 3 年 1 月 19 日に鹿児島家庭裁判所は、少年審判を開き、16 歳未満では異例といえる鹿児島地方検察庁への「検察官送致」を決定したが、その決定理由として「人命を余りに軽視した甚だ短絡的な少年の意思決定が極めて強い非難に値すること、行為態様が非常に危険かつ残忍であること、結果が重大であることに加え、遺族の厳しい処罰感情や社会に与えた衝撃の大きさ等をも考慮すると、少年の責任は極めて重いというべきである。」「少年については、15 歳という年齢や成育歴等の諸事情を踏まえてもなお、刑事訴訟手続及びその後の刑事処分により、自己の行為及びそれが引き起こした結果の重大性に直面させるとともに、処罰の明確な環境において自己の行動統制を学ばせる方が、保護処分に付するよりも少年の更生に資するというべきであるから、検察官に送致するのが相当である。」と判示している（なお、鹿児島家庭裁判所の決定内容に対しては、観護措置の延長も行わないまま 1 か月で、付添人側が求めた情状鑑定も実施せずに、検察官送致の決定を出しており、拙速で丁寧さに欠けた審判である旨の批判が実務家や有識者から示されている。²）。

エ 同 22 日に事件送致を受けた鹿児島地方検察庁が福岡地方検察庁に事件移送し、同月 28 日に福岡地方裁判所に起訴された後、公判前整理手続、情状鑑定の決定・実施などの手続を経て、同 4 年 7 月 6 日から福岡地方裁判所第 2 刑事部において、裁判員裁判として審理が開始された。

(2) 情状鑑定結果の内容

上記のとおり、本件刑事公判では本少年に対する情状鑑定が実施されたが、鑑定人に指定された、虐待問題の泰斗である山梨県立大学教授（臨床心理学）の西澤哲は、同月 12 日に実施された公判での「鑑定人尋問・意見陳述」において、

¹ 本件の内容について考察していく上で、本少年の少年院での処遇経緯や仮退院に係る状況を具体的に検証することが必要であるが、この点に関しては少年院を所管する法務省は「少年保護の理念に則り、個別の事案についての情報開示、資料提供を行わない。」のが基本スタンスであるため、これらに係る信頼性の高い資料を入手し研究の対象とすることができないため、本稿においては、本件刑事公判での判決内容及び情状鑑定人の陳述内容並びに信頼性の高い報道コンテンツを素資料として論証していくものである。

² 例えば、葛野尋之（一橋大学）は、「決定は、犯罪行為の外形から少年の責任が極めて重いとしたが、15 歳と年少であり、精神的な未成熟さや資質上の特性が、意思決定や行為にどのような影響を与えたのか十分解明した上で、責任を評価したのか疑問だ。過去の保護処分が少年の更生に効果がなかったとしても、少年の特性を見極め、教育内容を変えることで更生に導けないか十分検討すべきだった。」（『西部読売新聞』2021.5.5 朝刊第 30 面記事から引用）としている。

本少年への鑑定結果を以下のように述べている（以下に記述する本鑑定人尋問での鑑定人陳述内容は、筆者が公判（鑑定人尋問）を傍聴した際に陳述内容を逐語的に筆記記録したものに基づくものである。）。

ア 本少年は、父親から兄へという流れの中での身体虐待を受けるとともに、母からは慢性的ともいえる性的なものも含むネグレクトを受ける等、鑑定人の40年に及ぶ臨床経験の中でも初めて遭遇するような驚くほどのあらゆる虐待を受けて生育してきている（実母自身にも発達上の問題が認められ、家事、育児能力が欠如していることが認められる。）。

イ 本少年の実父母は、本少年が9歳頃に実父の不倫が原因で別居しているが、このころから本少年の暴力傾向が顕著となっており、暴力を振るうことで自己嫌悪から開き直りに変わっていったのではないと思われる。

また、本少年は幼少期から精神科病院への入院、児童心理治療施設入所、複数の児童自立支援施設への入所等を繰り返したが、「母親への「ケア葛藤」（ケアの不在に由来する、ケアを希求しつつ、同時に拒否・攻撃するなどの心理葛藤で、被虐待児童の中心的心理状態）が生じ、本少年の居場所が段々となくなっていったことが認められる。

ウ その結果、情緒的な関わりを拒む傾向があり、暖かい人間関係を築くことへの抵抗感があって、アタッチメントトラウマによる共感性、罪悪感の欠如が認められ、人格の統合が阻害されている（解離性同一障害ではなく、人格自体が未統合の状態にある。）。

エ 本件の動機、背景に性的動機があったかどうかは不明であるが、本少年は性交経験はないものの、性依存症であった可能性は否定できず、少年院からの仮退院の際に実母から引き受けを拒否されたことによる深刻な絶望感・孤立感からの現実逃避手段として、被害者に対して性的行為（親密な性的関係）を求めたのではないかと、臨床経験から推測される。

なお、本少年は、精巣の発育が早いことによって、性ホルモンの分泌が思春期より前に始まってしまう「思春期早発症」であった可能性がある。仮にそうであったのであれば、過剰な性衝動を抑えるためのホルモン治療をするべきであった。

オ 本件の殺人行為に及んだ直接的な動機としては、犯行時に被害者から性的行為（親密な性的関係）を求めたことに対して「予想外の抵抗」を受けるとともに、自首を勧められたことを「憐れみを向けられた」と受け止め劣等感が刺激された結果、自暴自棄になって攻撃衝動が抑えられなくなったのではないと思われる。

カ 今後の本人への処遇については、トラウマへの心理療法、精神療法が日常生活の中で関わっていけるような治療的養育が必須である。

本少年に対しては、これまで生育的、家庭的な問題についてのケアがケアがされていないと認められ、少年院での教育指導も不十分であり、適切なケアがあったとは思えない。

だからこそ、もう一度医療（第3種）少年院でやるべき矯正教育を行うべきであり、やるべき事はたくさんあるし、やれる可能性はある。彼がこれからのケアを受け入れる余地もある。

キ そして、「性的トラウマの治療」、「性的モラルの育成」といった性的問題に対する指導も（少年院で）行うべきである。

ク 本少年は自己嫌悪感を持っているが、「悪性の自己」を持つまでには至っていないから、本少年には情緒的な対人関係を持った上での組織的、計画的なトラウマへの心理療法、精神療法、すなわち「治療的養育」が必要である。

彼をどのように「耕していくか」が支援者の腕の見せ所である。

(3) 判決内容（決定理由）について

上記鑑定人尋問を経て、同月25日に同裁判所は判決を言い渡したが、判決内容は、

弁護側の少年法 55 条に基づく家庭裁判所への移送という意見を退け、検察側求刑どおりに本少年に懲役 10 年以上 15 年以下に処するという、当該年齢の少年に対する刑事処分としては最高刑の刑事処分（不定期刑）を選択した。

その処遇選択及び量刑の理由の要旨については以下のとおりであり、この点について論及していく。³

ア まず、裁判所は上記西澤鑑定人の情状鑑定の結果そのものについては、「西澤鑑定人は、臨床心理学、臨床福祉学を専門とし、児童虐待やトラウマなどの問題を扱う専門家として、自ら鑑定資料を検討し被告人（*本少年を指す。以下同じ。）と面談するなどして得た知見を述べている。検察官が鑑定意見中の問題として指摘する点は、いずれも鑑定意見の信用性を揺るがす重要なものとはいえず、西澤鑑定人の公正さや能力に疑問を挟む具体的事情や、重要な前提事実の認識の誤りなど、鑑定意見を採用できない合理的な事情は認められない。」とした上で、「鑑定意見の内容を見ても本件に至る経緯、動機の分析は、証拠上認められる事実関係と整合的であり、十分に合理的で納得できるものといえる。そうすると、被告人が保護処分によって鑑定意見の指摘するような治療を受けることで、その成育歴による問題を改善し、更生する余地は残されているといえる。」と判示し、情状鑑定結果の内容をほぼ全面的に首肯し、本少年を保護処分に付すべき「保護必要性」自体は認定していると解される。

イ しかしながら、他方で「多数の利用客が行き交う営業中の大型商業施設内で通り魔的に行った極めて残虐な犯行であり、被害者の尊い生命を奪うという重大な結果を生じさせている。全く落ち度がない被害者らに対して行った非常に凶悪な犯行であり、社会に与えた影響も大きいといえる。」とした上で、「確かに被告人の未熟さが本件犯行に影響を及ぼしていたことは否定できない。また、西澤鑑定によれば、その未熟さの背景には、家族から種々の虐待を受けたという、被告人の責任ではない成育歴、家庭環境の影響があることも認められる。しかし、被告人は、少なくとも小学 5 年生以降、家族と離れて虐待を受けることのない施設等に入所していたのであるから、成育歴の影響を考慮することにも限界がある。（下線は筆者による。以下同じ。）そうすると、前述のとおり、非常に残虐、凶悪な犯行によって、被害者に激しい恐怖心を与え、一人の生命を奪うという取り返しのつかない結果を生じさせるとともに、社会も大きく動揺させた被告人が、その人格的な未熟さや成育歴等を理由に保護処分を受けることは、社会的に許容し難く、弁護人の主張は採用できない。」と判示している。⁴

ウ そして、「以上によれば、被告人には保護処分相当性がないと認められることから、本件を家庭裁判所に移送することはできない。」との処遇選択の理由を明示するとともに、量刑判断として、「被告人は、当時 15 歳の少年であり、本件の背景には、家族から虐待を受けていたという過酷な成育歴の影響で、同年代と比べても人格的に未熟だったという面が存在する。この点は、被告人の責任を減じるものとして考慮すべき事情であるが、本件犯行自体の重大性を踏まえると、考慮するには限界がある。」と認定の上、「刑の公平性の観点から同種事犯（犯行時 18 歳以下の少年が

³ 本判決文の迅速な入手のための正式な交付申請を検討したが、手続き上の困難さが認められたため、本項での記載内容は、裁判所が報道各機関に交付した「判決要旨」及び筆者が判決公判を傍聴した際に言渡し内容を逐語的に筆記記録したものに基いている。

⁴ 判決後に鑑定人西澤哲は、判決理由中、「小学 5 年生以降は施設に入り虐待環境ではなかったので、成育歴の環境を考慮するには限界がある。残虐で凶悪な犯行で保護処分の相当性はない」としている点に関し、「本少年は小学校 5 年生までそういう家庭環境にさらされ続けた。保育園も学校も家庭環境に深刻な問題を抱えていたことは認識していたが、結果的に小 5 まで放置したことになり、少年が抱えるダメージが大きくなった。最初の家庭からの分離は精神科病院だが、精神科といっても大人の精神科。小児精神科という専門のないところで、まずボタンの掛け違いが起こった。裁判所は「(小 5 以降は)虐待環境にない」と言っているが、それは当たり前前の話。虐待環境で被った被害をどういう風にケアするかという観点で見ると、まったくケアされていない。家庭から分離されてさまざまな機関に行っているが、そこで適切な治療を受けていないのが実態だったと思う。」と、裁判所的事实認定、評価への疑問を呈している（テレビ西日本制作 2022.7.25 「報道ワイド 記者のチカラ」内でのインタビューコメント）。

犯した殺人事件1件のもの⁵⁾の量刑傾向に照らして検討すると、本件は被告人に対して無期懲役刑や定期刑を科するには至らないものの、同種事案の中で非常に重い部類に属する。したがって、法定の上限の期間を長期とする不定期刑を科することは、被告人のために酌むべき事情を考慮しても、まことにやむを得ない。また、被告人の根深い問題の改善には相当の長期間を要するといえるから、不定期刑の短期も、法定の上限の期間を定める必要がある。」として、主文において懲役10年以上15年以下の不定期刑を言い渡した。

エ 以上の判決理由を概観すると、本件についての処分選択の判断に際して裁判所は、保護処分を科することの相当性判断」という場合には、「保護処分の必要性判断」は勿論のこと、それのみをもって相当性を判断することは相当ではなく、これに加え、「保護処分を選択することへの社会の許容性」というものが必要不可欠であるとの論理構造を取っていることが認められるが、この点の当否について、次章で論考していきたい。

4 判決内容に対する考察

(1) 「刑事処分相当性」の判断基準について

前述のとおり、本件判決において裁判所は、弁護側の少年法55条に基づく家庭裁判所への移送が相当との主張に対する判断として、「保護処分の相当性の有無」を認定する判断方式を採っているが、これは畢竟、「犯罪少年に対する刑事処分の相当性の有無の判断」と表裏のものと解され、殊更別異に解する必要もないものと思われるので、本章では少年事件の刑事公判での審理の前提となる、家庭裁判所の審判段階での同20条に規定される「検察官送致決定」における「刑事処分相当性」に関して、どのように解釈運用されてきたのかをまずみていきたい。

(2) 学説

ア 少年法20条第1項は、「家庭裁判所は、死刑、懲役又禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない」と規定し、本少年も前述のようにこの規定に基づき、鹿児島家庭裁判所において検察官に送致されたものであるが、この「罪質及び情状に照らして」の判断が「刑事処分相当性」ということになる。

イ この文言を巡っての見解として、

- ① 保護処分優先主義を採用し、例外的に保護処分では改善が認められない場合（保護不能）に限定して検察官送致を認める立場
- ② 事案の性質、社会感情、被害者感情等から保護処分で処理することが困難な場合（保護不適）に検察官送致を認める立場

とが対立しているが、これは少年法の性質自体をどのように理解するかによって差異が出てくるものと考えられる。

ウ 通説は、「罪質及び情状に照らして」という文言を重視し、かつ社会防衛や被害者感情にも配慮して、基本的に上記②の立場を取っているといえる（例えば、「保護処分によっては、もはや矯正改善の見込みがない場合のほか、保護不能ではないが、事案の性質、社会への影響等から刑事処分に付す方がより相当な場合にも刑事処分相当性を認めている。事案の重大性、悪質性が判断の重要な要素となることは否定できない。少年事件の処理においても社会防衛

⁵⁾ 本判決が参照した同種事犯は、1961年のいわゆる「嶋中事件」と思われるが、同事件は同60年に雑誌「中央公論」に掲載された皇族に関連する小説の内容に激化した右翼団体所属の17歳の少年が、同社社長の嶋中嶋二氏宅に押し入り、対応した家政婦を刺殺したものであり、同少年は検察官送致となって、懲役15年の刑事処分を科されている。

や一般予防の見地を否定することは困難である」(廣瀬、1986:127))。

エ これに対し、家庭裁判所が先議する意味を重視して、刑事手続きよりも少年保護手続きの方が少年の要保護性及び人格的判断をもって多様な処遇手段からより少年に即した処遇を選択できることから、上記①を支持する立場も有力とされている(例えば、澤登、2005:186)。

オ なお、この見解の対立に関して、「保護処分による教育可能性を認めながらも、刑事処分を相当と判断することがあり得るが、この判断は、基本的には少年審判の教育的、福祉的機能と司法機能とを、どのように調和させるかという観点に立って行うことになる。抽象的には、まず保護処分を優先すべきだとしても、少年の年齢が高く、犯罪によって侵害された法益が重大で、地域社会における影響も深刻であるような場合においては、司法的、社会防衛的機能が強い要請となって現われてくると考えられる。」(法曹會 1991「裁判所書記官研修所教材第133号 少年法実務講義案:242.)との指摘が示唆に富む。

(3) 判例

次に、本件と同じく犯行時に18歳未満であった重大な殺人事件の先例で、本件判決の量刑判断の基準にもされたとと思われる、「嶋中事件」での検察官送致とした東京家裁決定(昭和36年3月22日家庭裁判月報13巻5号183頁)の内容をみていきたい。

保護処分は常に刑事処分に優越するか、矯正可能・保護可能な場合に刑事処分は許されないか、ということが論点となったと認められる本決定では、「少年の刑事処分に性格矯正の機能の存することはこれを否定することができないけれども、少年法が非行少年に対し特別予防を目的とし犯罪的危険性を対象とする保護処分を優先的に適用することとしている点からみると、非行少年に対しては保護処分による性格矯正の可能な限り保護処分をもって臨み、それが不可能な場合に於て始めて例外的に少年法第二〇条により事件を検察官に送致してその少年に対し刑事処分を科すべく、而してその保護処分が可能な場合に於てもその少年を保護処分に付することが刑事司法の基礎である正義の感情に著しくもとるときは、保護処分に付すべきでなく、刑事処分に付すべきものと解する」と判示の上、検察官送致を決定している。

なお、本決定内容に対して、「嶋中事件の事案ではむしろ少年はいまだ他人・周囲からの影響を強く受け感化されやすい、なお未成熟といわざるをえない状態にあり、矯正可能・保護相当と認められ、逆に刑事処分による悪影響、悪しき感化を受けるおそれさえ覚える。事案の重大性をむしろ優先させ、これを「刑事司法の基礎をなす正義の感情」なる観念ですくい上げて直ちに刑事処分相当・検察官送致を根拠づける態度には疑問を抱かざるをえない。それはあまりに一面的な正義であり正義感情であるというべきであろう。」との批判もなされている(清水、2011:352)。

(4) 「社会の許容性」という判断基準の当否について

さて、本判決では、「保護処分相当性」を充足させるには、「保護処分必要性」とは別に、「保護処分への社会的許容性」というものが必要としているが、ではこの「社会的許容性」とは何を指しているのだろうか。

先にみた「刑事処分相当性」の判断基準に関する見解に基づけば、それは「社会感情、被害者感情の程度」ということになるのであろうが、ではその「社会感情、被害者感情という『社会的許容度』の尺度」をどこに求めるのであろうか。

一般的に考えれば、公的機関による、ある程度の結果への信頼性が担保でき得る国民への意思調査の結果に求めるのが常道と思われる。

前記2の(3)で引用した平成27年9月実施の内閣府政府広報室による少年非行に関する国民の意識調査から再度考

察してみる。

問4 最近の少年非行は、どのような少年が起こしていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位3項目)

	平成22年11月	→	平成27年7月
・保護者が教育やしつけに無関心な家庭の少年	55.9%	→	51.5% (減)
・スマートフォンやインターネットなどに依存している少年	*	→	45.3%
・家庭にも学校にも居場所がなく孤立している少年	44.4%	→	44.4%

問5 非行を犯して検挙された少年のうち、多くはその非行の程度などから少年院送致などとならずに、地域社会の中で立ち直りを模索しています。あなたは、これらの少年を立ち直らせるために、少年に対して、どういうことが特に必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位7項目)

	平成22年11月	→	平成27年7月
・困ったことを相談できるような人が周りにいるようにする	52.6%	→	54.3%
・自分が行った非行を振り返り、被害者の心情などを聞いたうえで被害者の気持ちを考えさせる	40.7%	→	43.8%
・規則正しい生活を送らせる	43.4%	→	43.2%
・年齢相応の社会的責任をとらせる	37.4%	→	41.3% (増)
・周りの人が立ち直りや社会復帰について理解を示す	42.5%	→	38.6% (減)
・仕事に就かせたり、学校にきちんと通わせたりする	43.1%	→	38.5% (減)
・自分が行った非行を振り返り、自分のどのような点に問題があったかを考えさせる	35.9%	→	37.8%

この意識調査の結果のみをもって断定するのは早計ではあるものの、我が国の国民の意識において、犯罪、非行を行った者への立ち直り・社会復帰支援に関する「寛容さ」が減退してきており、逆に「自己責任論」を出発点にする「厳罰化待望論」がじわりと拡大、浸透してきているのではないかと感じる。

では、このような「厳罰化待望論」がなぜ醸成されてきていると考えるべきか。

それは、刑事政策上のエビデンスが正確に国民に伝わっていないことに起因すると考えられる。

前記2で詳述したように、現在の我が国の良好な治安状況、少なくとも少年犯罪、非行の発生状況に関しては、戦後、最良の状態が続いていることへの認識不足及び逆に悪化の傾向にあるはずとの誤認が根底に大きく存在するためと思われる。

すなわち、少年犯罪、非行の発生状況が悪化の一途を辿っている今日こそ、厳罰的な姿勢で臨まなければ状況は好転しないはずとの誤信が「厳罰を望むという社会感情」を構築し、「『社会的許容度』の本来あるべき尺度」の目盛りを狂いを生じさせているのではなかろうか。

このことは、国家刑事政策上、少年犯罪、非行の発生状況が重大な脅威に何らなっていないにも関わらず、ここ数年の「少年法適用年齢引き下げ議論」が喧しくなった結果、本来は抱えている種々の生き辛さに対するより適切なケア、支援

を要する18、19歳の年少少年を「特定少年」として位置付けて、刑事処分への道を拡張させた令和3年の少年法一部改定に至った一連の議論の中でも、「社会感情、国民感情」なるものが原動力となっていたことは否めず、少年法適用年齢引き下げ問題にも地続きで連動しているといえる。⁶

そうであるならば、裁判所が依拠する現在の「社会感情」とは、この社会を「包摂支援への理解に満ちた社会」に導く道筋を示すものではなく、誤った認識に基づき「過ちを一旦犯した人間を分断排除する社会」に繋がっていきかねない、向かうべきではない方向に社会を導くものではないかと懸念せざるを得ない。

清水は上述の「嶋中事件決定」に対する論考の中で、「少年法が少年について保護処分を優先させるのは、それが甘く生ぬるくやさしいという情実的な理由からではなく、少年に対するサンクションとしてはるかに有効だと考えられるからであろう。『刑事司法の基礎』は社会感情・応報感情に尽きるものではなく、犯罪・再犯（累非行）の予防（一般予防・特別予防）に対する期待感情によっても支持されよう。そしてこの累非行予防に対する期待感情をよりよく満足させるのが保護処分である以上、保護処分を優先的に適用することが科学的・客観的であり、政策的にも支持されるべき態度だといえよう。」と指摘するとともに（清水、2011：352）、「社会感情という曖昧な観念の下で保護相当か刑事処分相当かの判断がなされるべきではないと思われる。とりわけマスコミというフィルターを通した『社会』の処罰感情は、裁判官が審判や公判においてあるいはそれらにおける資料を通して専門的観点から評価する事実とは質を異にし、むしろ報道主体の偏向や時勢に左右される危うい性格をもちうるものであって、少なくとも裁判官が拠って立つべき主要な要素として考慮されるべきではない。」と指摘しているが（清水、2011：389）、これは本判決内容にも該当する正鵠を射たものといえよう。

このように考えるならば、本少年のように大きな生き辛さを抱えた年少少年に対して、「ふわっとした民意」を偏重して、秋霜烈日の刑事処分を科した本判決の内容が、再防止推進法の理念等に示されている再犯防止の上での国是というべき「居場所と出番の確保」、「やり直せる社会に賛成」という今後のこの社会のあるべき姿に果たして適うものであるか、甚だ疑問と言わざるを得ないところである。

5 今後の課題

以上のとおり、裁判所が処分の拠り所とする「社会感情」、「社会の許容性」とは、誤った事実認識に基づく、極めて情緒的なものであり、司法判断のメルクマールとすることには問題があると思料されるところ、この課題を突き詰めていけば、結局は如何に正しい認識を国民全般にたまねく醸成していくかということに行き当たるであろう。

そうであるならば、その「最初の一歩」は、次世代を担う若年層への啓発ということにあると考えるが、むしろ、現状

⁶ 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会における少年法適用対象年齢の引下げ等についての一連の審議過程について、同部会委員であった東京大学教授川出敏裕は、その総括の中で（「少年法の適用対象年齢の引下げを巡る議論について」2021 東京大学法科大学院ローレビュー）、「法制度全体としての整合性の観点から問題とすべきなのは、成年年齢を引き下げるにあたっての事実認識がどのようなものであったかではなく、成年年齢の引下げの結果、18歳・19歳の者が法的にどのようなものとして位置付けられたのかという点である。この観点からは、成年年齢の引下げにより、18歳・19歳の者は、単独で有効な法律行為をすることが認められ、親権者の監護教育権からも何らの留保なく完全に離脱することとされた以上、法的地位としては、20歳以上の者と全く同様に、一般的に自律的な判断能力を有するものと位置付けられたと見るほかないと思われる（37頁）」、「…国民の理解が得られるか疑問であることを理由とするものである（49頁）」、「…民法の改正により成年として扱われることになったことにより、社会において、責任ある主体として積極的な役割をはたすことが期待される立場となったことから、それに応じた特別な取り扱いをすることが適当であるというものである（50頁）」としている。

としてはその若年層の認識、意識こそが実は「難敵」と思われる。

日本財団が2021年4月26日に実施した「18歳意識調査『第36回-少年法改正-』」の調査概要を以下のとおりみてみたい(調査対象は全国の17歳～19歳男女、回答数1000、実施期間2021年3月19日(金)～3月22日(月)、調査手法インターネット調査)。

刑事裁判の対象とする犯罪の拡大について

- 58.2%の人が「賛成」と回答。「反対」(4.3%)を大きく上回る。

Q 少年法改正案では、家庭裁判所が検察官に逆送致する事件の対象を従来の殺人など「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」から、強盗や強制性交、放火など法定刑の下限が懲役・禁錮1年以上に当たる罪に拡大しています。

この点についてどう思いますか。(n=1000)

賛成	58.2%
反対	4.3%
わからない	37.5%

- 刑事裁判の対象とする犯罪の拡大について賛否理由
- 「賛成」の理由は、「罪を犯した以上、特定少年であっても自ら社会的責任を負う必要がある」(55.0%)が最多。次いで、「犯罪を減らすためにも社会全体で刑法犯に厳しく臨む必要がある」(25.4%)と続く。
- ■ 「賛成」回答者

Q 刑事裁判の対象とする犯罪の拡大に「賛成の理由」は何ですか。(単一回答)(n=582)

罪を犯した以上、特定少年であっても自ら社会的責任を負う必要がある	55.0%
犯罪を減らすためにも社会全体で刑法犯に厳しく臨む必要がある	25.4%
再犯の防止につながる	10.3%
厳罰化ではなく適正化である	6.9%
その他	0.7%
特になし	1.7%

この日本財団の若年層への意思調査の結果によれば、若年層においては、少年による犯罪、非行への対応の在り方において「厳正な責任の追及」こそ必要であるとの意識が強いことが伺える。

また、筆者が教鞭を取っている大学での「少年法」の令和4年度第1回目講義において、「マークイズ福岡殺人事件」の概要及び判決内容を説明の上、これに対する受講生の意識調査をレポート提出という形で実施したが、その結果は以下のとおりであった。

京都産業大学「少年法」受講生の意識(2022.9.23第1回目講義へのレポート内容)

対象者349名

○被害者保護という観点から妥当との意見	184名
○少年法の理念からして疑問との意見	128名
○どちらが正しいと断定できない疑問との意見	47名

このように大学の法学部において少年法の講義を受講している者においても、「健全育成」という本来の少年保護の理念の実現より被害感情に重きを置いた厳罰主義の実現の方に親和性を示していることが認められる。

勿論、被害者感情を尊重することは重要であり、被害者への各種支援施策を更に充実させていかなければならないこと自体は論を待たないところであるが、留意すべきは、犯罪・非行の発生及びそれへの対処の議論の仕方次第では国民のルサンチマン（復讐感情）をいたずらに刺激し、ポピュリズム化を招くおそれがあることである。

この点に関し、清水は、「被害者や遺族の悲嘆が続くのは、被害者や遺族への社会及び行政による即時の手厚い対応が不十分な状態にあることも多きな原因ではないか。そうした状態のツケを、不遇な生育環境にあることも珍しくない少年らの未熟さに負わせることが優先されてはきていないだろうか。」（清水、2011：352）と指摘しているが、この指摘の適否はさておくとして、少なくとも短絡的に「厳罰に処する」こと一辺倒に走ることが真の被害者支援・救済につながるのかという疑問は禁じ得ないところである。

単なる「応報、報復」の連鎖状態になることが真の「被害者支援・保護」に役立つとは思えない。

すなわち、「加害者の生き辛さへのケアによる再犯、再非行の防止」と、「あるべき被害者支援施策」ということとは別の次元の話であり、「加害者社会復帰支援」と「被害者支援」は二項対立、二律背反のものとして概念するべきではなく、この両方が存在する社会こそが健全で成熟した社会のはずであろう。

このように考えたとき、必要となってくるのは、やはり社会全体で少年保護手続きに基づく対処の内容に対する正確な情報を共有することではないのかと思われる。

特に本件のように不幸にして少年院出院後の社会復帰支援が奏功せず、或いは十分に用意されていなかった結果、再犯・再非行を惹起した際には（特に重大・深刻な再犯・再非行事犯の場合）、どのような支援が不足していたのかという、単なる「責任追及」ではなく「再発防止のための建設的な検証」ができ得る検証体制を公的制度として構築しておくことも前向きに考慮すべきであろう。

少年保護に携わる各機関への「国民からの信頼と承認」を得てこそ、少年を支援する社会へと変容していけるはずであり、「凶悪犯罪が起こるたびに叫ばれる『厳罰化』は、実は犯罪対策としては機能せず、犯罪の背景にある差別や格差、孤立、生活苦などの、人としての尊厳に関わる困難な環境への対応こそが重要である。」（浜井、2021）との正しい主張が説得力を持ってくるはずである。

少年への適切な支援の有無に関する正確な情報を共有するために「ブラックボックス」を解体することは、少年の社会復帰を図ろうとする各機関と社会をつなげるための基本作業であるはずである。

6 おわりに

前章で「加害者の生き辛さへのケアによる再犯、再非行の防止」を広く啓発する必要性とともに、それが現実に困難な面があることを筆者の講義受講者の意識を紹介することで述べてみたが、要諦は「大学で如何に教育してすべきか」ということに帰結すると思われる。

大学教育の場において発信し、次代を担う世代に正しく認識させていってこそ、「犯罪者、非行少年の再犯・再非行防止、立ち直り、社会復帰への支援」への「社会の承認と寛容」という本来あるべき「社会の許容性」を醸成していけるのではと思われる。

以下は少年法とは別に筆者が講義担当する科目の受講生からの同じ本判決に関する講義へのレポートである。

「そもそも問題行動のあったころから適切な治療を受けられていなかったのに、それをすっ飛ばして刑に服させるのは更生の観点からみれば無意味のように感じる。私は、少年の凄惨な生育環境を考慮したうえでの刑事処罰が、まるで社会

の総意であるかのように下されたことに対して納得ができないし、もしそれが社会の総意ならば、はたしてその社会は少年の今後の更生についてどう考えているのか甚だ疑問である。」(京都産業大学令和4年度「矯正社会学Ⅱ」第3回講義受講生レポート)

彼ら彼女らをどのように「耕していくか」が大学教育・研究者の腕の見せ所であろう。

(以上)

参考、引用文献

- ① 服部達也 2019 「虐待事犯により少年院送致となった少年・家族への少年院における福祉的支援の実践例に基づく家族関係再構築、包摂的支援の在り方への考察」京都産業大学社会安全・警察学研究所『社会安全・警察学』第5号 139-148頁
- ② 服部達也 2021 「少年院出院後の『居場所の確保』のための支援の在り方についての一考察－少年院と関係機関の連携の在り方と現状の分析を中心として－」京都産業大学社会安全・警察学研究所編『社会安全・警察学 第7号』 103-113頁
- ③ 服部達也 2021 「再犯防止推進法に基づく少年院の外部機関、地域社会との連携・協働の実情と問題点、今後の課題について」『現代の社会病理』第36号 119-130頁
- ④ 服部達也 2020 「犯罪者・非行少年の再犯・再非行のない社会を目指すには？－『おかえり』と迎え入れられる社会の実現へ－」京都産業大学法学部ホームページ『法律学・政治学専門家による News 解説』
- ⑤ 法務総合研究所 2020 『令和2年版犯罪白書』
- ⑥ 法曹會 1991 「裁判所書記官研修所教材第133号 少年法実務講義案」
- ⑦ 田宮裕・廣瀬健二編 2001 「注釈少年法」有斐閣
- ⑧ 田宮裕編 1986 「少年法条文解説」有斐閣
- ⑨ 守山正・後藤弘子編著 2022 「ビギナーズ少年法第3版補訂版」成文堂
- ⑩ 少年の社会復帰に関する研究会編 2021 『社会のなかの「少年院」：排除された子どもたちを再び迎えるために』作品社
- ⑪ 西澤哲 2010 『子ども虐待』講談社現代新書
- ⑫ 石井光太 2019 『虐待された少年はなぜ、事件を起こしたのか』平凡社新書
- ⑬ 浜井浩一 2021 『エビデンスから考える現代の「罪と罰」』現代人文社
- ⑭ 清水晴生 2011 「保護相当判断について」白鷗法学第18巻2号(通巻第38号) 349-396頁
- ⑮ 川出敏裕 2021 「少年法の適用対象年齢の引下げを巡る議論について」東京大学法科大学院ローレビュー
- ⑯ 内閣府政府広報室 2015 「『少年非行に関する世論調査』の概要」
- ⑰ 日本財団 2021 「18歳意識調査『第36回－少年法改正－』詳細版
- ⑱ 「西日本新聞」(2020.9.5朝刊)第24面
- ⑲ 「西日本新聞」(2021.1.20朝刊)第27面
- ⑳ 「毎日新聞」(2021.1.20西部朝刊)第25面
- ㉑ 「西部読売新聞」(2021.1.21朝刊)第30面
- ㉒ 「毎日新聞」(2021.8.28西部朝刊)第29面

- ②③ 「西日本新聞」(2022.7.5 朝刊) 第 21 面
- ②④ 「西日本新聞」(2022.7.26 朝刊) 第 1,31 面
- ②⑤ 「西日本新聞」(2022.8.12 朝刊) 第 20 面
- ②⑥ 「毎日新聞」(2022.10.28 朝刊) 第 10 面
- ②⑦ テレビ西日本制作「報道ワイド 記者のチカラ」2022.7.25 放送
- ②⑧ NHK 福岡拠点放送局制作『The Life 15歳の殺人 問われる更生』2022.8.12 放送